

大阪樟蔭女子大学 FD・SD 活動推進委員会規程

(設置)

第1条 大阪樟蔭女子大学（以下「本学」という。）は、本学の教育理念の実現に向け、ファカルティ・ディベロップメント（以下「FD」という。）及びスタッフ・ディベロップメント（以下「SD」という。）を積極的に推進するために、大阪樟蔭女子大学 FD・SD 活動推進委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(目的)

第2条 委員会は、本学の教育理念を実現することを目的として、学部及び大学院の教育・研究内容及び教育方法の改善、そして個人の能力開発及び組織間の連携を推進し、組織的な職能開発に取り組む。

(役割)

第3条 委員会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項を審議するとともに、組織的な取り組みを推進するための具体的方策を学長に提案する。

- (1) 教育研究活動改善のための立案
- (2) FD・SD 研修プログラムの開発・実施
- (3) FD・SD 活動に関する情報の収集と提供
- (4) その他学長の諮問する事項

2 学長は、委員会の提案を受け、部館長会、大学協議会に諮り、速やかに学内体制を整備する。

(構成)

第4条 委員会は、次の者でもって構成され、学長が委嘱する。

- (1) 委員長
- (2) 委員4名以内（ただし、各学部から1名以上）
- (3) 専任教員協力員（教務部長含む）
- (4) 事務職員

2 委員長は、学長室の協議に基づき、本学専任教員中より、学長が指名する。

3 委員長は、審議課題に係る企画、立案を主導すると共に、委員会の運営を掌るものとする。

4 委員長は、会議の検討内容について、適宜点検・評価担当副学長へ報告し、指示を受ける。

5 委員及び協力員は、学長、委員長の協議に基づき、本学専任教員中より、学長が指名する。

6 事務職員は、学長、事務局長の協議に基づき、本学専任職員中より、学長が指名する。

7 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。

(会議)

第5条 委員会は、委員長が招集し、その議長となる。

2 委員長は、必要と認めた場合、委員以外の者を出席させることができる。

3 委員会は、原則として月1回開催する。なお、委員長が必要と認めたときは、臨時に委員会を招集することができる。

(改廃)

第6条 この規程の改廃は、学長が大学協議会の意向を聴いて行うものとする。

附 則

1 この規程は、平成24年（2012年）5月17日から施行する。

2 この改正は、平成27年（2015年）4月1日から施行する。

3 この改正は、平成28年（2016年）4月1日から施行する。

4 この改正は、平成30年（2018年）4月1日から施行する。

5 この改正は、令和2年（2020年）4月1日から施行する。